

愛知県立瀬戸西高等学校いじめ防止基本方針

I いじめの防止について

(1)本校の基本認識

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼしかねない行為であり、また、どの生徒でも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、教職員は、日頃から小さな兆候であっても見逃さないよう努め、いじめを認知した場合は問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織手に指導に当たる。

(2)いじめの定義

本校では「いじめ」とは生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの（いじめ防止対策推進法第2条）とする。この定義が、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）のために定められたものであることに留意し、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立って行う。

(3)いじめの解消

本校では「いじめの解消」とは、いじめられた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）がやんでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月以上）継続していることとする。また、「いじめの解消」を判断する時点において、いじめられた生徒が心身の苦痛を感じていないとみとめられることとする。

II いじめ防止対策組織について

いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応するために、「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。

(1)「いじめ・不登校対策委員会」について

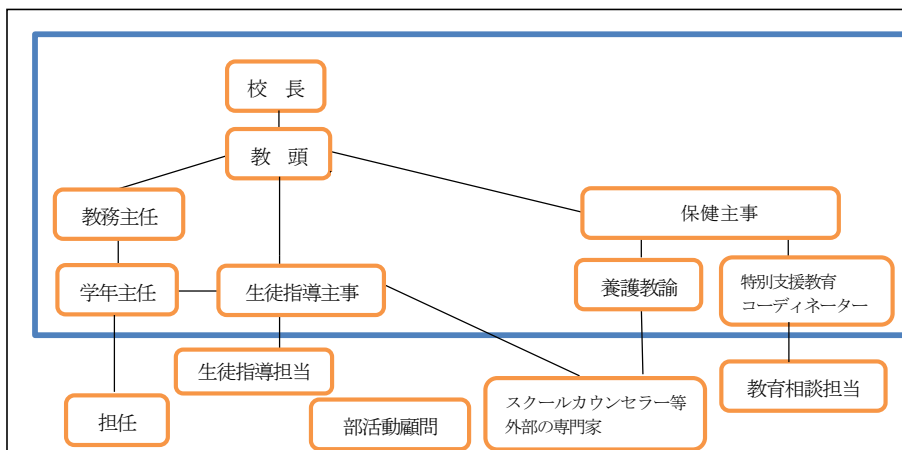
ア 委員会のメンバー

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭
 （必要に応じてスクールカウンセラー等外部の専門家も加える。）

イ 指導・支援チーム

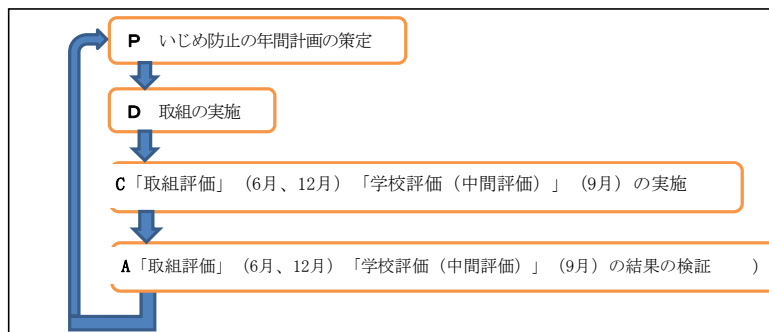
委員会が、事案に応じて、適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームを決定し、実際の対応を行わせる。いじめの防止、早期発見、早期対応に当たっては、事案によって担任、部顧問等の関係の深い教職員を追加したり、ネットいじめなどでは、インターネットに詳しい教員を加えたりするなど、適切なメンバーで対応できるよう柔軟にチームを組んで対応する。

【組織図】※事案によってメンバーを柔軟に変える。必要に応じて外部の専門家とも連携をとる。



(2)「いじめ・不登校対策委員会」の役割や機能等

ア 取組の検証(PDCAサイクル)



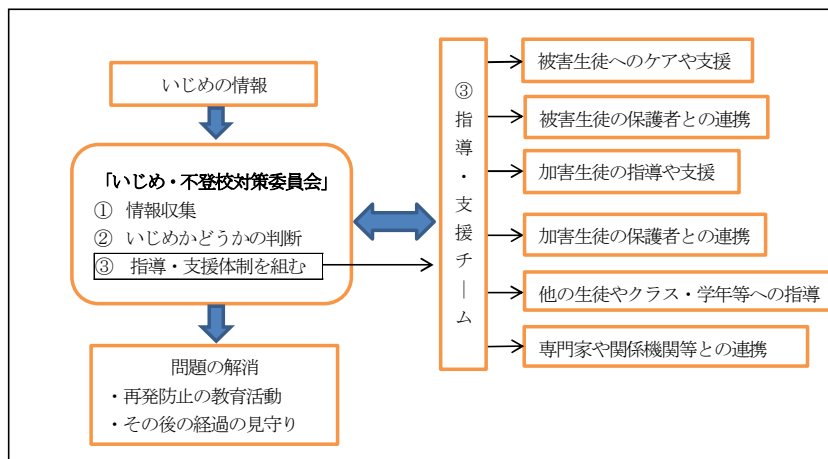
イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。
- ・「いじめ・不登校対策委員会」で検討した内容を職員会議等で報告する。
- ・現職研修で、年2回「いじめ・不登校」をテーマとした講話やケーススタディを実施する。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

「学校いじめ防止基本方針」及び「自己評価」「学校関係者評価」結果を、学校経営案及び学校のホームページに掲載する。

エ いじめに対する措置(いじめ事案への対応)



オ 重大事態への対応

重大事態が生じた場合は速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図(学校用)」に基づいて対応する。学校が調査を実施する場合は、いじめ・不登校対策委員会が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

II いじめの防止等に関する具体的な取組について

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 現職研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。
- イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・就業体験の推進を図る。
- ウ 公開授業を積極的に行い、授業改善を進め、分かりやすい授業づくりに努める。
- エ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- オ 「スマホ安全講話」等を年1回実施し、日頃から情報モラル教育の充実を図る。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 教職員は、日常の健康観察から生徒のささいな兆候を見逃さないようにし、いじめを積極的に認知するように努める。
- イ いじめを認知またはいじめの疑いがある場合は、速やかに「いじめ・不登校対策委員会」に報告をし、組織的に対応する。
- ウ 定期的な「心のアンケート」(年2回)の実施や教育相談の充実を図る。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」で組織的に対応する。
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関等との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて外部機関とも連携して行う。

【取組の年間計画】

	未然防止の取組	早期発見の取組	「いじめ・不登校対策委員会」の動き	保護者・地域との連携
4月	○クレペリン検査の実施【1学年】 ○健康調査の実施【全学年】 ○相談室やSC周知【全学年】 ○情報モラル講話【1学年】 ○相談だより発行 ○面接週間【全学年】	○健康観察の実施(毎日)【全学年】	○委員会の定期開催(毎週)	
5月		○健康観察の実施(毎日)【全学年】 ○「心のチェックリスト」の実施	○委員会の定期開催(毎週) ○現職研修 (いじめ防止基本方針の確認等)	
6月	○薬物乱用防止講話【2学年】	○健康観察の実施(毎日)【全学年】 ○西高アンケートの実施【全学年】	○委員会の定期開催(毎週) ○こころのチェックリストSC評価	○「0の日」運動 ○学校評議委員へ学校説明
7月	○ボランティア活動の実施【全学年】 ○情報モラル講話【全学年】	○健康観察の実施(毎日)【全学年】	○委員会の定期開催(毎週)	○クリーンキャンペーン
8月	○ボランティア活動の実施【全学年】 ○職業体験の実施【2・3学年】			
9月	○相談室やSCの周知【全学年】 ○長期休業明け調査の実施 ○相談だより発行	○健康観察の実施(強化)【全学年】 ○健康観察の実施(毎日)【全学年】	○委員会の定期開催(毎週) ○中間評価→検証	○近隣中学校への学校行事公開
10月	○公開授業【全学年】	○健康観察の実施(毎日)【全学年】 ○「心のチェックリスト」の実施	○委員会の定期開催(毎週)	○公開授業
11月		○健康観察の実施(毎日)【全学年】	○委員会の定期開催(毎週) ○こころのチェックリストSC評価 ○現職研修②(ケーススタディ)	○「0の日」運動
12月	○人権講話【全学年】 ○ボランティア活動の実施【全学年】 ○情報モラル講話【全学年】	○健康観察の実施(毎日)【全学年】 ○西高アンケートの実施【全学年】	○委員会の定期開催(毎週) ○全教職員対象の「取組評価アンケート」の実施→検証	○クリーンキャンペーン
1月	○相談室やSCの周知【全学年】 ○長期休業明け調査の実施	○健康観察の実施(強化)【全学年】 ○健康観察の実施(毎日)【全学年】	○委員会の定期開催(毎週) ○相談だより発行 ○こころのチェックリストSC評価	
2月		○健康観察の実施(毎日)【全学年】	○委員会の定期開催(毎週) ○自己評価	
3月	○情報モラル講話【1、2学年】 ○情報モラル講話【新入生オリエンテーション】	○健康観察の実施(毎日)【全学年】	○委員会の定期開催(毎週) ○学校関係者評価の結果を検証し、「いじめ防止基本方針」の見直し	○学校関係者評価委員会での評価